



▲香美市社会福祉協議会 中谷さん(左)・細川さん(右)

## 香美市社会福祉協議会

☎53-5800

終活と聞くと、少し暗いイメージを持つ方が多いのではないのでしょうか？終活はいずれ迎える人生の終焉しゅうえんに対して、今何をしておくべきか考えることです。

香美市社協では、行政書士の植村先生と連携し、終活ノートを活用しながら、地域の集いへ『終活』に関する出前講座を行っています。終活ノートは、思いがけない『もしもの時』が訪れたときに自分自身だけでなく、家族を助けることにもつながります。

さらに『終活』は、未来を考えることで今を大切にすることにもつながります。終活を通じて『自分らしい最期』を考えてみませんか？



### 弁護士無料相談

毎月の最終金曜日に、プラザ八王子で無料法律相談を行っています。相続関係の相談も可能です。予約制になっていますので、あらかじめご連絡をお願いします。

### 楠目地区公民館 「いきいき学級」

「いきいき学級」は、月1回程度、楠目地区老人憩いの家に集まり、体操やコンサート、講話、料理教室などを行っている『集い』です。現在は、約30名で活動しています。

7月に『終活』に関する出前講座を受講されましたので、その感想をいくつか紹介します。

- お話いただいてありがたかったですね。『終活』といっても、漠然としか分かってなかったので、先生のお話を聞いて、具体的に何をすればよいのかが分かりました。
- 今までは、自分が死んだ後のことをあまり考えてこなかったが、遺された家族に迷惑をかけることが分かり、家族のためにも終活をしたいと思った。
- 私は、生かされていることに感謝するため、若い時から日々の喜びをノートに綴った『喜びノート』を書いてきました。その内容が、エンディングノートと重複する部分があり、『喜びノート』を書いてきて良かったと思いました。

- 子どもが遠くに住んでいて、近くには親戚もいないので、墓じまいについても検討していきたい。
- 相続のこと、遺留分のこと、遺言書のことなどがよく分かった。今回は、相続が中心の話だったが、また、違った『終活』についての話も聞いてみたい。



◀「いきいき学級」の皆さん  
左から和田さん、三谷さん、小松さん

**「夫** 婦二人だけで、子どももないので、遺言書は書かなくても構いません」という方がいらつしゃいました。しかし、よくよく話を聞いてみると、その方には長い間、疎遠になっていた兄弟がいらつしゃいました。この場合、両親は既に亡くなっていたため、法定相続分は、配偶者4分の3、兄弟4分の1となります。自分の中では、当然配偶者に全てを相続させる気持ちでいたのに・・・このままだと思ってもよらぬ事態になることがあります。日頃から兄弟の関係性が良ければいいのですが、そうでない場合、兄弟が自分の相続分を主張して『争続』に発展してしまう可能性があるからです。遺言書に『全ての財産を妻に相続させる』その一文を遺しておくだけで財産は全て配偶者のものになり、争いを避けることが出来ます。なぜなら兄弟姉妹には、遺言書があってもなお自分の最低限度の取分を主張できる遺留分という権利がないからです。

「うちには、大した財産もないし関係ない」とも仰っていましたが、預貯金等がない場合、ご自宅を売却してお金の用意をする必要に迫られたり、ご夫婦で築かれた自宅という大切な財産を手放すことにもなりかねません。遺言書の必要性をお話して遺しておくことをお勧めしました。

### interview

インタビュー

## 自分には関係ないと思っている方にも終活を始めてほしい

香美市社会福祉協議会が開催している出前講座などで、終活関連の講演をされている、行政書士の植村さんにお話を伺いました。



植村千里事務所  
行政書士  
植村 千里さん

**「工** ンディングノートには、2つの役割があると思っています。1つは伝達、もう1つは整理です。

伝達は、家族や大切な方に自分の思いを伝えること。整理は、心の整理と表現しますが、終活ノートに色んな事柄を整理しながら書くことによつて気持ちが整理され、今後の人生を前向きに生きることにつながるということ。人の気持ちは変わるものですから、その都度書き換えてもらつて構いません。身構えず楽な気持ちで書いてみましょう。介護や延命措置のこと、人工呼吸や胃ろう等の高度医療についてもあなたの考えや思いを家族に伝えておきましょう。

近年、香美市でも高齢・一人暮らし・身よりなしのいわゆるおひとりさまが増えています。病院や施設に入るにも保証人や身元引受人が必要なので、病気になるたらどうしようとかさまざまな不安を持たれている方も少なくないでしょう。そのような方は、しっかりと自分で判断できるうちに将来自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見制度を活用してはいかがでしょう。本人の意思にしたがった適切な保護・支援が可能になります。将来の不安が少しでも軽くなるのではないのでしょうか。